

平成 26 年 7 月 30 日

松戸市長 本郷谷健次様

東京電力株式会社  
代表執行役社長 廣瀬 直己

ご請求いただいた費用に対するご回答について

弊社福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「弊社事故」といいます。)により、広く社会の皆さまに大変なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを改めて心より深くお詫び申し上げます。

さて、平成 26 年 7 月 8 日に貴市より受領いたしました「放射能対策に要した費用の請求について(平成 25 年度分)」について、弊社の考え方を項目毎に下記のとおりご回答申し上げます。

弊社事故により地方公共団体さまに生じた損害につきましては、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会が決定した「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針」等を踏まえ賠償の取り組みを鋭意進めております。

貴市に大変なご迷惑をおかけしておりますことを十分に認識し、一律的な判断をすることなく、これまで以上に貴市が被られた損害の内容やご負担された内容等を詳しくお伺いさせていただきたく存じます。

なお、平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月までの間に被られた弊社事故によるご損害に係る賠償金のお支払い対象となる賠償項目等につきましては、平成 26 年 6 月 24 日に受付開始のご案内をさせていただいたところでございます。引き続き、誠意をもって迅速かつ公正に対応してまいります。

何卒、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

食品安全	賠償の対象となるのは、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき、地方公共団体さまが負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲になるものと考えております。 貴市の被害状況を確認させていただきながら適切に対応いたします。
環境放射線低減対策	除染につきましては、原則として国や地方公共団体さま等が放射性物質汚染対処特措法(以下、特措法)に基づき実施していただいているものと考えております。一方、特措法施行前に実施した除染作業に係る費用につきましては、様々なご事情を踏まえた検討が必要となると考えられるため、現時点でそのお取り扱いをお示しできる状況にありませんが、平成 26 年 1 月 15 日に認定を受けた新・総合特別事業計画にも記載させていただきましたように、早急に賠償基準を検討・策定し、早期にお示しができるよう検討を進めてまいりたいと考えております。
廃棄物処理	弊社事故に起因した特措法・政府指示等または取引先からの要請にもとづき負担を余儀なくされた費用のうち、必要かつ合理的な範囲を賠償対象とさせていただいております。貴市の被害状況を確認させていただきながら適切に対応いたします。
健康管理	地方公共団体さまが行う必要かつ合理的な身体検査としては、政府による避難指示等の対象となり避難等を余儀なくされた方への身体検査費用がその範囲と考えております。なお、賠償すべき費用は、福島県が設置する「福島県民健康管理基金」に対して提出させていただいております。
人件費	職員対応費に係る賠償につきましては、弊社事故に関する法令もしくは政府指示等、または取引先からの要請にもとづき実施を余儀なくされた業務を地方公共団体さまの職員さまが実施されたことにより、弊社事故により追加的な負担が発生し、その事実とその関係を通常業務と切り分けてご証明いただける場合に、必要かつ合理的な範囲が賠償金のお支払い対象となると考えております。 貴市の被害状況を確認させていただきながら適切に対応いたします。

以上